

小平町過疎地域持続的発展計画

令和 3 年度～令和 7 年度

北海道留萌郡小平町

目 次

1 基本的な事項	
(1) 小平町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針	11
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	15
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	16
(7) 計画期間	16
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	16
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	18
(3) 計画	18
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	18
3 産業の振興	
(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	22
(3) 計画	24
(4) 産業振興促進事項	27
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	27
4 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	27
(2) その対策	28
(3) 計画	28
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	29
5 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	29

(2) その対策	30
(3) 計画	30
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	31
6 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	34
(3) 計画	35
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	37
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	39
(3) 計画	40
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	41
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	41
(3) 計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	42
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	43
(3) 計画	45
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	46
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	46
(2) その対策	46
(3) 計画	47
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	47
11 地域文化の振興等	

(1) 現況と問題点	47
(2) その対策	48
(3) 計画	48
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	48
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	49
(2) その対策	49
(3) 計画	49
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	49
事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分.....	50

1 基本的な事項

(1) 小平町の概況

①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

小平町は道北地域留萌振興局管内の南部に位置し、総面積は 627.22 km²（東西約 34 km、南北約 32 km）で、町域の 93%は林野が占めており、海岸線は段丘地帯である。

河川は、小平蘂川、大椴子川、温寧川等が主な河川となっているが、これら大小の河川及び支流の流域は、地味肥沃な平坦地で農耕地として利用されており、大部分は天塩山地の山林地帯となっている。

気候は、対馬海流の影響を受け、北海道西海岸特有の海岸性気候で、夏期は気温が高く暖かいが、夏から秋にかけては雨量が多く、冬期は日本海からの風雪を伴う季節風がかなり強い。

しかしながら、夏期は温暖であるため、平野部では水稻・畑作を主とした農業が盛んである。

小平町の歴史は、寛永 12 年に松前藩漁業請負人が臼谷及び広富において鰯、鮭漁を営んだことが、和人定住の始まりと伝えられている。

明治 13 年、鬼鹿村、天登雁村戸長役場が設置され、明治 35 年の二級町村制の実施に伴い明治 39 年 4 月、天登雁村を廃止し鬼鹿村に併合して、鬼鹿村に二級町村制が施行された。その後、大正 8 年 7 月に留萌町より小平蘂村が独立し二級町村が施行され、昭和 23 年 1 月に小平村と改称され、昭和 31 年 9 月鬼鹿村を廃止して小平村に編入し、昭和 41 年 9 月に町制施行により小平町となり現在に至っている。

小平町の人口の推移は、昭和 25 年の 17,047 人を頂点として、以後鰯漁衰退や炭鉱閉山等により減少傾向をたどり、過疎化現象を呈している。

また、若年層の都市部への流出は、人口の高齢化に拍車をかけているが、この現象は全道の各市町村にみられる事例と同じような条件に起因していると思われる所以、今後は若者定住策や U ターン、 I ターン等の対策、更には高齢者対策などを講じる必要がある。

交通・経済条件については、昭和 62 年 3 月の国鉄羽幌線の廃止により、海岸線を南北に縦走する国道 232 号が唯一の幹線道路となり、北は稚内市、南は留萌市・札幌市とを結んでいる。特に、留萌市は近距離に在り、医療面や社会的・経済的にも関連が深い。

また、国道より分岐し山村地域に通じる道道は、中核都市旭川市圏域とを結ぶ路線としてその経済効果は大であり交通ネットワークの整備が大きな課題となっている。

本町の経済を支える産業は、農業、林業及び漁業の第一次産業を中心の産業構造であるが、生産基盤整備と経営の近代化を一層進める必要がある。

また、第一次産業を背景に営まれている商工業及び地場産業は小規模な企業がほとんどで、経済変化の影響を受けながらも、経営の近代化に努めているところであるが、人口の減少等による影響は大きく、地域の資源を活かした地場産業・企業の育成とその振興が今後の課題となっている。

②市町村における過疎の状況

小平町における過疎現象は、昭和25年の人口17,046人をピークに、昭和30年から昭和35年まで2%減少し、昭和35年から昭和40年までは16%、昭和40年から昭和45年まで31%と最大の減少率となり、昭和50年代からは6%～14%の間で減少傾向が続いている。この結果、ピーク時の昭和25年から平成31年までに、13,964人(81.9%)の人口減少となった。

人口減少の主な理由として、昭和42年の炭鉱の閉山による関連産業の衰退、出生率の低下等自然減、一次産業の不振から他産業への転出、地元雇用間口の狭小から若年層の都会への流出等が大きな要因となっている。

昭和45年旧過疎法に基づく過疎地域指定を受け、その振興計画によって産業の振興対策として、農漁家経営の規模拡大を図るため土地基盤、生産基盤の整備に努めたほか、生活環境施設の整備充実のため、住民生活に密着した環境づくりを優先的に実施してきた。

今後においては産業基盤のさらなる強化・充実を図り、雇用機会の増大・安定を図るとともに、担い手育成、若者の定住促進、高齢化社会に対応した環境づくり等を促進し、地域の振興と活性化を推進する。

③市町村の社会経済的発展の方向の概要

町民が豊かで安定した生活を営み、また町勢の進展を図るうえで、その基盤となる産業振興は、重要な役割を担うことから、本町の特性を活かしたまちづくりに努め、均衡ある発展をめざしていく。

本町は、農業と漁業を基幹産業として諸産業の発展を遂げてきた。今後においても安定成長の定着化や社会・経済状況の変化、国際情勢への対応など諸要因を踏まえ積極的な産業振興を推進していく。

農業については、産地づくり対策の支援を進めるとともに、省力化技術の導入による労働力の軽減、低コスト化による農業所得の確保の推進等により、農業経営の安定とゆとりある農村づくりの推進に努める。また、安全・安心な農作物の生産と高反収・高品質化のための土づくりの拠点となる堆肥製造施設については、安定した原料供給体制の確立に努め、良質な堆肥製造と供給を進める。漁業については、栽培漁業の推進とともに後継者対策についても支援を進める。林業については、持続的な森林経営の実現に向け、施業の低コスト化や路線環境の整備等、森林資源の保続培養と生産基盤の整備を進め、資源の保全と経営基盤の強化に努めるとともに、森林がもつ多面的機能に配慮した望ましい森林づくりに向けた整備を進める。商業については、地域の現状と課題を的確に把握し、将来展望にたって実行される商工振興策への支援を継続していく。

また、町内で生産・加工される食材が地域内で多く消費されるよう関係団体と連携し、地産地消の拡充に取り組み、さらには、都市と農村の交流・体験や地元食材の加工体験設備も備えた「ゆうゆうそう」についても利用の促進を図る。

観光については、本町のもつ豊かな自然を活かし、自然保護・保全を基調とした個性

ある観光レクリエーションゾーンの形成をめざして、各種観光イベント事業等の促進、体験型観光の推進、広域観光ルートづくりの推進を図るとともに、ホスピタリティの向上と受入体制の整備充実に努め、都市との交流機会の創出・拡充と、滞在・通年型観光への転換、推進を図る。

以上のような基本的なベクトルのなかにあって、過疎地域持続的発展計画に基づき産業の振興をはじめとする諸施策を展開する必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

人口の推移は、昭和 35 年に 14,711 人いた人口が、昭和 50 年には 7,272 人、平成 27 年には 3,336 人と、この 55 年間で 11,375 人が減少し、減少率は 77% に及んでおり、以後依然として人口の減少は続いている。

人口動態では、社会増減では転入より転出が多く、自然増減では出生率より死亡率が多い状況となっている。

また、生産年齢人口の推移が示すように将来を担う若年層が依然として減少しており、人口構造が高齢化している現象は極めて大きな課題となっている。

本町の第一次産業は農業・林業・漁業を基幹産業とし、第二次産業は建設業を主として水産加工製造業となっている。また、第三次産業は小規模な商店とサービス業によって構成されている。

平成 27 年における産業別就業人口は、第一次産業が 523 人、第二次産業が 248 人、第三次産業が 893 人となっており、昭和 60 年と比較すると第一次産業が 53.5% の減、第二次産業が 70.3% の減、第三次産業が 11.2% の減となり、全体的には 43.9% の減少率である。

第一次産業における就業人口が年々減少している要因としては、若年層の他地域、他産業への流出や農業・漁業の担い手の将来への不安等による転業が主な要因であり、若年層の就労の場及び労働力の確保や I J U ターン等のシステム化が課題である。

第二次産業は、建設業と水産加工製造業が主であるが、第一次産業と同様に若年層の就労の場及び労働力の確保が課題であるとともに、地場産品の開発等を積極的に展開する必要がある。

第三次産業は、近年の観光ブームとあいまって観光・宿泊施設の整備が充実されてきており就業人口の減少率も大きな差異はなく、今後においても交流人口の増加をめざし、本町の特性を活かした観光レクリエーションの振興を図り、圏域外と連携した広域観光の推進を図る必要がある。

本町における人口の推移（国勢調査）は表 1-1(1)及び人口の推移（住民基本台帳）は表 1-1(2)、人口の見通し（国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の推計）は表 1-1(3)、人口の産業別人口の動向（国勢調査）は表 1-1(4)のとおりである。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総 数	人 14,711	人 7,272	% △50.6	人 5,334	% △11.3	人 4,272	% △19.9	人 3,336	% △21.9	
0歳～14歳	5,438	1,734	△68.1	841	△23.3	428	△49.1	301	△29.7	
15歳～64歳	8,611	4,729	△45.1	3,479	△12.8	2,516	△27.6	1,811	△28.0	
うち 15歳～ 29歳 (a)	3,614	1,349	△62.7	801	△40.6	603	△24.7	372	△38.3	
65歳以上(b)	662	809	22.2	1,014	9.7	1,328	31.0	1,224	△7.8	
(a)/総数 若年者比率	% 24.6	% 18.6	—	% 15.0	—	% 14.1	—	% 11.2	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 4.5	% 11.1	—	% 19.0	—	% 31.1	—	% 36.7	—	

表1-1(2) 人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 4,536	—	人 4,212	—	% △7.1	人 3,767	—	% △10.6
男	2,207	% 48.7	2,044	% 48.5	% △7.4	1,806	% 47.9	% △11.6
女	2,329	% 51.3	2,168	% 51.5	% △6.9	1,961	% 52.1	% △9.5

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)	人 3,430	—	% △8.9	人 3,315	—	% △3.4
男 (外国人住民除く)	1,626	% 47.4	% △10.0	1,571	% 47.4	% △3.4
女 (外国人住民除く)	1,804	% 52.6	% △8.0	1,744	% 52.6	% △3.3
参考	男 (外国人住民)	0	% 0.0	0	% 0.0	% 0.0
	女 (外国人住民)	13	% 0.3	16	% 0.4	% 23.1

区分		平成 31 年 3 月 31 日			令和 2 年 3 月 31 日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)	人 3,083	—	% △7.0	人 2,999	—	% △2.7	
男 (外国人住民除く)	1,487	% 48.2	% △5.3	1,436	% 47.9	% △3.4	
女 (外国人住民除く)	1,596	% 51.8	% △8.5	1,563	% 52.1	% △2.1	
参考	男 (外国人住民)	15	% 0.5	—	20	% 0.7	% 33.3
	女 (外国人住民)	49	% 1.6	% 206.3	52	% 1.7	% 6.1

表 1-1 (3) 人口の見通し（国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の推計）

区分	平成 27 年		令和 2 年		令和 7 年		令和 12 年		令和 17 年	
	実数	推計	増減率	推計	増減率	推計	増減率	推計	増減率	推計
総 数	人 3,336	人 2,958	% △11.3	人 2,604	% △12.0	人 2,277	% △12.6	人 1,972	% △13.4	
0 歳～14 歳	301	260	△13.6	225	△13.5	189	△16.0	156	△17.5	
15 歳～64 歳	1,811	1,507	△16.7	1,285	△14.8	1,104	△14.1	925	△16.2	
65 歳以上	1,224	1,191	△2.7	1,094	△8.1	984	△10.1	891	△9.4	

区分	令和 22 年		令和 27 年	
	推計	増減率	推計	増減率
総 数	人 1,700	% △13.8	人 1,455	% △14.4
0 歳～14 歳	132	△15.4	111	△15.9
15 歳～64 歳	734	△20.6	612	△16.6
65 歳以上	834	△6.4	732	△12.2

表1－1(4)産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	実数	
総数	人 7,014	人 5,339	% △23.9	人 4,166	% △22.0	人 3,611	% △13.3	人 3,210	% △11.1	人 2,964	% △7.7	
第一次産業 就業人口	人 3,699	人 2,453	% △33.7	人 2,054	% △16.3	人 1,458	% △29.0	人 1,176	% △19.3	人 1,124	% △4.4	
比率(%)	52.7	45.9	—	49.3	—	40.4	—	36.7	—	37.9	—	
第二次産業 就業人口	人 2,160	人 1,675	% △22.5	人 1,083	% △35.3	人 1,107	% 2.2	人 996	% △10.0	人 835	% △16.2	
比率(%)	30.8	31.4	—	26.0	—	30.6	—	31.0	—	28.2	—	
第三次産業 就業人口	人 1,155	人 1,211	% 4.8	人 1,028	% △15.1	人 1,046	% 1.8	人 1,037	% △0.9	人 1,005	% △3.1	
比率(%)	16.5	22.7	—	24.7	—	29.0	—	32.3	—	33.9	—	

区分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 2,714	% △8.4	人 2,589	% △4.6	人 2,384	% △7.9	人 2,079	% △12.8	人 1,733	% △16.6	人 1,664	% △4.0
第一次産業 就業人口	人 1,038	% △7.7	人 941	% △9.3	人 727	% △22.7	人 655	% △9.9	人 564	% △13.9	人 523	% △7.3
比率(%)	38.2	—	36.3	—	30.5	—	31.5	—	32.5	—	31.4	—
第二次産業 就業人口	人 694	% △16.9	人 683	% △1.6	人 618	% △9.5	人 408	% △34.0	人 254	% △37.7	人 248	% △2.4
比率(%)	25.6	—	26.4	—	25.9	—	19.6	—	14.7	—	14.9	—
第三次産業 就業人口	人 982	% △2.3	人 965	% △1.7	人 1,036	% 7.4	人 1,016	% △1.9	人 915	% △9.9	人 893	% △2.4
比率(%)	36.2	—	37.3	—	43.5	—	48.9	—	52.8	—	53.7	—

(3) 行財政の状況

①行政の状況

小平町は、昭和31年10月1日町村合併促進法の施行により鬼鹿村と合併し、昭和41年9月1日町制を施行し、現在に至っている。

広域行政については、留萌南部衛生組合、留萌消防組合、留萌管内公平委員会を設立し、近隣市町村と連携を図っている。

また、各種指定状況については、昭和 46 年に特別豪雪地帯、昭和 47 年に振興山村地域、平成 5 年に特定農山村地域にそれぞれ指定されている。

②財政の状況

令和元年度普通会計の歳入総額 4,046,509 千円、一般財源は 2,721,165 千円で歳入総額に占める割合は 67.2%である。

一般財源のうち地方税は 306,964 千円 (11.3%)、地方交付税は 2,282,934 千円 (83.9%)である。

また、地方債は 368,243 千円と高く、歳入総額の 9.1%を占めている。

歳出については総額 3,913,808 千円であり、義務的経費の割合は 1,451,313 千円 (37.1%) 投資的経費については 776,918 千円(19.9%) となっている。

また、地方債現在高は鬼鹿小学校の改築、計画的に実施している橋梁長寿命化事業、観光交流センター建設等の大型事業を行なったことにより、4,365,412 千円と、歳入総額を超えており、この償還が財政逼迫の要因となっている。

税財源の見通しが好転するような状況下にない中、地域自立のためにも推進しなければならない懸案事項は多く、経常経費等の徹底した削減と事業の精選により、効率的な財政運営に努める必要がある。

表1－2(1) 市町村財政の状況

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	4,621,737	4,334,536	4,046,509
一般財源	2,948,668	2,995,900	2,721,165
国庫支出金	460,899	361,471	371,082
都道府県支出金	319,913	209,074	236,881
地方債	417,890	364,612	368,243
うち過疎対策事業債	162,500	221,300	282,600
その他	474,367	403,479	349,138
歳出総額 B	4,460,858	4,083,844	3,913,808
義務的経費	1,741,624	1,550,634	1,451,313
投資的経費	1,033,125	739,059	776,918
うち普通建設事業	1,015,578	647,165	635,888
その他	1,686,109	1,794,151	1,685,577
過疎対策事業費	668,028	277,756	425,328
歳入歳出差引額 C (A-B)	160,879	250,692	132,701
翌年度へ繰越すべき財源 D	62,974	16,679	28,584
実質収支 C-D	97,905	234,013	104,117
財政力指數	0.13	0.12	0.14
公債費負担比率	—	20.4	19.1
実質公債費比率	17.9	11.8	10.3
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	80.5	77.2	82.3
将来負担比率	89.3	—	—
地方債現在高	6,214,778	5,060,811	4,365,412

③施設整備水準等の現況と動向

ア. 交通通信体系

本町の幹線道路の一般国道 232 号は、現在、全線舗装改良済であり、本路線唯一のトンネルである「小平トンネル」については、老朽化が著しいため新ルートの整備が図られ、平成 15 年 12 月より開通している。

また、道道は 11 路線で、主要道道の改良率は 100%、舗装率は 94.5%、一般道道については改良率 95.6%、舗装率 93.5% となっている。

町道は、314 路線、実延長が 174.3km で改良率は 45.9%、舗装率も 52.6% と道内平均の 66.0% を下回る状況にあり、今後一層の整備改良を図る必要がある。

農林道は、農道延長 2,062m、林道延長 18,045m と低い現状であり、さらに整備を促進する必要がある。

交通量の増加、交通車両の大型化・高速化など時代に即応した国道、道道の整備とともに町道主要支線、農道・林道の整備が必要である。

また、防災対策としての防災資機材の整備や携帯電話の不感地帯の解消等について今後の課題となっている。

イ. 生活環境施設

水道の普及率は 99% であり、一定水準に達している。水道事業については、簡易水道として運営されており、今後は施設の老朽化に伴う整備及び老朽水管の敷設替えを計画的に進めていく必要がある。

下水道は、平成 8 年度の小平、臼谷地区を皮切りに工事を進め、平成 19 年度の鬼鹿地区をもって当初計画分すべての工事を完了し供用を開始しているが、古い施設は 20 年経過しており、計画的に更新する必要がある。

ごみ処理については、平成 25 年度から留萌南部衛生組合における広域処理（留萌市・小平町・増毛町）の供用開始に伴い、22 種類の分別収集に取り組み、資源循環型社会の構築とごみの減量化を推進している。

町営住宅は 12 団地 274 戸であるが、昭和 30 年代初期に建設されたものや耐用年数を経過したもの、老朽度が激しいものなど、また現在の住宅ニーズに応えていないものも多いことから、公営住宅の計画的な建替え、整備を図る必要がある。

そのため、住環境のより一層の向上を目指し、住宅マスタープランや長寿命化計画に基づく公営住宅の計画的な建替えや整備が必要である。

ウ. 福祉医療保健施設

就学前児童の福祉対策では、幼保一元化を見据えた児童福祉施設等の全体的な見直しが必要である。

高齢者福祉施設は、町立特別養護老人ホーム（定員 50 人）・短期入所施設（定員 10 人）、指定管理者が運営する通所介護事業所（定員 1 日 25 人）があり、高齢者が地域で安心して生活ができる拠点施設として待遇の向上に努めているほか、平成 14・15 年に

は、新たな在宅福祉の拠点施設として高齢者グループハウス（2箇所）を整備しているが、老朽化等により施設の計画的な整備が必要である。

また、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所を設置し、介護保険制度に基づくサービス事業を展開しているほか、令和元・2年に、寧楽母と子の家・田代多目的集会施設を介護予防拠点施設として改修整備し、地域における介護予防の事業を行っている。

障害者福祉施設は、昭和59年に町が整備し、平成17年から社会福祉法人が運営している障害者支援施設（生活介護75人、施設入所支援59人、短期入所2人）を中心として地域支援事業所・障害福祉サービス事業を行い、障害者福祉を推進しているが、施設全体に老朽化が見られることから計画的な整備が必要である。

町内の医療施設は診療所2箇所、歯科診療所2箇所が設置され、地域医療に必要不可欠なものとなっていることから、設備等の計画的な更新が必要である。

健康福祉センターは、平成11年に改築整備を終え、本町の保健福祉活動の拠点となっている。

消防体制については、留萌市との広域消防組合を構成し、小平消防署及び鬼鹿支署、小平消防団にて消防業務を推進しており、消防体制の充実を図るために消防職・団員の育成を強化するとともに、消防庁舎・消防団器具置場を改築整備するほか、消防車両・警防資機材・高度救命処置資器材の更新整備及び維持管理が必要である。

エ. 教育文化施設

学校施設は、令和2年4月現在で、町立幼稚園が2園、小学校2校、中学校1校となっているが、老朽の度合いも進んでいることから、計画的な整備が必要である。

社会教育施設は、平成10年に建設された文化交流センターなどがあるが、住民の多様化する学習ニーズに応えるためのソフト事業や施設機能の充実を図る必要がある。

文化交流センターは、多目的ホール・小ホールや図書室のほか各種文化活動室をもち町民はもちろんのこと近隣住民を含めた文化芸能活動や鑑賞機会を高めることに効果を発揮している。

また、郷土文化や歴史を守り、永く後世に伝えるために国指定重要文化財「旧花田家番屋」の保存と活用を図るため周辺環境整備が必要である。

スポーツ施設では、体育館、武道館、多目的運動広場、スキー場、パークゴルフ場のほかヨット・カヌー等の海洋性スポーツ施設も整備され、町民の健康体力づくりの増進を図っている。

表1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	9.8	20.2	32.4	42.8	45.9
舗装率 (%)	12.5	30.9	40.7	49.7	52.6
農道					
延長 (m)	—	—	—	2,602	2,062
耕地 1ha 当たり 農道延長 (m)	10.3	30.1	32.2	32.2	—
林道					
延長 (m)	—	—	—	14,201	18,045
林野 1ha 当たり 林道延長 (m)	0.2	2.6	2.9	2.9	—
水道普及率 (%)	88.8	98.6	99.2	99.0	99.0
水洗化率 (%)	0.2	4.0	8.1	62.2	80.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	5.4	9.9	—	—	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

これまでの過疎対策では、地域の基幹産業である農業・漁業の活性化や快適な住民の生活環境の整備などを積極的に実施し、過疎地域の活性化に取り組んできたが、若年層の都会への流出や産業の担い手の不足、少子高齢化、さらには産業の低迷など、多くの課題を依然として抱えている。これに加え、これまで整備してきた公共施設等の老朽化が進んでいることから、将来的な財政状況も踏まえ検討し、計画的に取り組まなければならない。

また、地方分権時代に対応し、地域の活性化を図るため、住民自治の確立が急務となっているが、住民参画の体制が十分に整備されていないことから、今後、住民のまちづくりに対する意識の醸成に努めるとともに、住民と行政の協働によるまちづくりを進める新たな方策について検討・実施していくことが必要である。

こうした中、本町では、平成 30 年 3 月に「第 6 次総合計画」を策定し、この考え方に基づいたまちづくりを進めており、まちの将来像である「人がつながり 未来ひろがる 共創のまち」を実現するため、5 つの基本方針を定め、将来展望を見極めた地域の振興発展を推進し、産業の振興、福祉の充実、教育文化の振興を基本とした「つむぎ・つなぎ・つたえる連携のまちづくり」の展開を図る。

これらの取り組みに際しては、北海道総合計画や各種プロジェクト等との整合性を図りつつ、過疎地域の持続的発展にあたり基本方針を設定し、町民の積極的な参加を受

けながら、本町の振興発展を図る。

具体的な方策として、農業については、国内農畜産物への国際競争・圧力が激化するなか、複合経営を推進し、高品質・高技術・高収益を得る農業経営の振興を図るとともに、省力化技術の導入による労働力の軽減、低コスト化による農業所得の確保を推進し、担い手確保に繋げるほか、農作業受託組織等の共同作業化を確立し、農業経営の安定とゆとりある農村づくりの推進に努める。漁業については、増養殖などによる資源管理型漁業の展開により漁業生産基盤の整備を図り、たくましい漁業経営を展開する必要がある。また、産業の振興を図るために、流通の改善や都市住民との交流の場を提供し、自然とふれあえる農林漁業の体験交流を通して相互交流、理解を深める必要もある。さらに、昨今、農山漁村の魅力が再評価され、田舎暮らしを希望する人が増加していることから、これらの多様なニーズに応え定住促進を図るため、各種情報の提供に努めるとともに、就業の場の確保や生活環境の整備を促進する。

福祉の充実については、高齢化社会を迎える、高齢者が「安心し、充実して生きる」ための保健・福祉・医療の一体的なサービスを積極的に推進することが重要であることから、高齢者関連施策の一層の充実を図り、高齢者が生きがいを持って地域社会へ参加できる環境の整備を促進する。また、共稼ぎ世帯の増加や価値観の多様化など、子育てを取り巻く環境が大きく変化しているため、安心して子どもを産み育てることができるよう、子ども・子育て支援事業及び各種児童福祉施策の推進を図る必要がある。

教育関係については、家庭・地域・学校・幼稚園が連携を深めながら、地域に根ざした特色ある教育の充実を図るため、教育環境整備を促進する。

また、近隣市町村との広域連携のもとに、行財政・経済的関係を積極的に協力、連携を図り、広域圏の形成を推進する。

このため、次の基本的施策を実施する。

区分	重 点 項 目
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	ア 移住・定住の促進
2 産業の振興	
① 農 業	ア 産地づくり対策支援 イ 自立できる農業経営体としての基盤強化 ウ 農地の多面的機能の確保 エ 畜産経営の安定化と耕畜連携の地域循環体制の整備 オ 特産作物栽培の推進 カ 担い手の育成と確保 キ 集落環境整備の推進
② 林 業	ア 森林施業集約化 イ 適切な森林整備の推進 ウ 多様な森林資源の育成
③ 水産業	ア 生産基盤の整備促進 イ 増養殖と資源管理の推進 ウ 経営の近代化と体质の強化 エ 組織と後継者の育成
④ 商工業	ア 商店街活性化対策の推進 イ 産業団体連携による地産地消の拡大 ウ 地場産業の育成
⑤ 観光	ア 民間のノウハウを活用した観光資源の有効活用 イ 観光関連施設の PR と連携

3 地域における情報化 ① 情報通信 ② 地域間交流	ア 地域情報通信体制の向上 ア 姉妹都市との交流促進
4 交通施設の整備、交通手段の確保 ① 道路 ② 交通	ア 道路環境の向上 ア 交通網の整備促進
5 生活環境の整備 ① 上下水道 ② 環境衛生 ③ 消防防災施設 ④ 公営住宅 ⑤ 空き家対策	ア 上下水道施設の更新 ア ごみの減量化対策の推進 イ 凈化槽の整備及び水洗化の普及促進 ウ し尿の収集と処理 エ 墓地の環境整備 ア 消防庁舎・消防団器具置場及び防災資材庫の改築・整備、急救体制の充実 イ 消防車両、警防資機材の更新整備 ウ 高度救命処置資器材の更新整備 ア 公営住宅等住宅環境の整備 ア 空き家対策の計画的な推進 イ 空き家の利活用や適正管理の促進
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 ① 高齢者福祉	ア 介護予防・生活支援 イ 施設等の整備

	② 児童福祉	ア 児童福祉対策の確立 イ 施設等の整備
	③ 障害者福祉	ア 障害者総合支援法に基づく適正な制度運用 イ 関係機関との連携強化
7 医療の確保		ア 医療サービスの充実 イ 医療体系の充実
8 教育の振興		
	① 幼小中学校教育	ア 教育環境の充実 イ 指導体制の充実 ウ 特別支援教育の充実 エ 幼児教育の充実
	② 社会教育	ア 町内外に出会いの輪を広げ、おびらの未来を担う志を持った人や生涯にわたり活躍する人の育成 イ ふるさとに愛着を持つ人の育成 ウ オンリーワンの才能を磨く芸術文化を生活の一部として楽しむ豊かな感性を持った人の育成
	③ 社会体育	ア 世代や性別、障がいの有無に関係なく生涯スポーツを楽しむ人の育成
9 集落の整備		ア 活発なコミュニティ活動の展開 イ 行政とコミュニティの連携強化
10 地域文化の振興等		ア ふるさとに愛着を持つ人の育成 イ オンリーワンの才能を磨く芸術文化を生活の一部として楽しむ豊かな感性を持った人の育成
11 その他地域の持続的発展 に関し必要な事項		ア 役場車庫の改修

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

小平町人口ビジョンにおいては令和 22 年（2040 年）の本町の目標人口を 1,807 人と定めている。本計画においては、令和 7 年度の目標人口を 2,645 人とする。

また、上記の基本方針に基づき、転出数を平成 28 年～平成 30 年の平均値である 129 人/年を目標とし社会減を抑える。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、町民等で各分野において知見を有する者で構成された第三者委員会を設置し、毎年度目標の達成状況等を評価検証する。

また、議員全員協議会にて達成状況の報告を行う。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

小平町公共施設等総合管理計画では、目指すべき将来像「やさしさあふれる、やすらぎの町の実現」という視点を重視し、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行い、保有する公共施設の全体面積の 10%以上の削減を目標としている。

さらに、公共施設等の管理に関する基本的な考え方として、5 つの方針を定めている。

以下、小平町公共施設等総合管理計画より一部抜粋。

①点検・診断等の実施方針

公共施設等は利用状況、設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設ごとに異なり、その状態は時々刻々と変化します。各施設の特性を考慮した上で、定期的な目視点検・診断により状態を正確に把握します。

インフラの健全度の把握については、関係省庁が作成する点検マニュアルに基づき、定期的な点検の実施による予防的かつ計画的な対応を行うこととします。

点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取り組みを通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を個々の施設・インフラごとのカルテとして記録し、次期点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクル」を構築し、継続的に発展させていきます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設については、各施設の耐用年数経過状況を踏まえて、社会状況の変化、町民ニーズの変化等を考慮し修繕・更新を計画的に実施します。

更新に際しては維持管理費（法定点検・定期点検保守費・警備費・修繕費）や光熱水費の削減につながる仕様を推進します。

また更新時においては、PFI事業などの公民連携による民間資金、ノウハウを活用・導入する検討を行います。

インフラについては、施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である、早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」の導入を推進します。

③安全確保の実施方針

施設の安全確保に係る評価の項目の中から高度な危険性が認められる項目を絞り込み、評価し、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。

また、危険性の認められた施設等について、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合もあります。

④耐震化の実施方針

施設の安全性の確保や災害時の拠点施設であることなどを踏まえ耐震化に努めます。

学校施設については、旧耐震基準である昭和56（1981）年5月以前に建築された施設の耐震診断を実施し、耐震性のない教室棟・管理棟及び屋体棟について、耐震改修工事を順次進めております。

⑤長寿命化の実施方針

道路、橋梁、河川、上下水道、公園といった施設種別ごとの特性を考慮し、中長期的な経営視点に基づく計画的な維持管理を行います。

本計画においても、公共施設等を適正な状態で管理し、町民が安全かつ快適に利用できるよう、これらの考え方を基に、公共施設等の管理を行っていく。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

日本の総人口は、将来的に世界でも稀に見る減少が見込まれる中、小平町においても人口減少の幅を少しでも緩やかにし、人口構成の再生を目指すためには、若年層を中心とした移住・定住対策の促進を図る必要がある。

小平町ではこれまでに、移住・定住の促進を図るため、住宅の取得や改修及び環境整備に関する支援や、乳幼児等の医療無償化、幼稚園等の保育料無償化などの子育てに関する支援に取り組んできたが、いま一つ、移住・定住が進まない状況にあり、その対策が

求められている。

今後は、従前からの取り組みをより広く周知するとともに、移住体験用住宅を活用した「ちょっと暮らし」などの取り組みを展開しながら、移住・定住につなげていく対策を進める必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住の促進

- ・住環境整備事業
- ・住宅新築及び増改築助成事業
- ・移住体験用住宅の利用促進

(3) 計画

下表のとおり

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	住環境整備事業 ・町民が町内業者により住宅の改修工事を行なった場合において、当該改修工事に係る経費に対し助成金を交付することにより、地域経済の活性化及び居住環境の向上を図る。	小平町	
		住宅新築及び増改築助成事業 ・町内に自ら定住する目的で町内業者により住宅を新築等した者に対し、当該費用の一部を助成することにより、町内経済の振興及び町民の住環境の向上を図る。	小平町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、小平町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農業

2015年農林業センサスによれば、小平町の農家戸数は126戸、農業就業人口は291人で5年前と比較して戸数は約3割・就業人口は約1割の減少である。農家戸数は減少しているものの専業農家戸数は増加しており、兼業農家の減少が顕著となっている。

また、経営面積も1,945haを有し、この15年間概ね横ばいに推移しているが、一経営体当たりの経営面積は13.9haと昭和60年の面積に比べて約2.1倍となっている。

耕地の集約化により経営効率追求の姿が見られるが、農業従事者の年代別でみると、291人のうち48%の140人が60歳以上である一方、30歳代以下の従事者が約5%の僅か14人である。

このように、経営規模拡大の方向が追求されながら主力となるべき若い農業従事者が少なく、高齢化、担い手不足が問題として深刻な状況となっている。

平成30年ベースでみる主要作物粗生産額は、水稻が11.3億円と農業全粗生産15.4億円の73%を占め、続いて野菜類の1.5億円(9.7%)となっている。野菜類の粗生産額のほか麦類や豆類が主要作物となっており、米の生産抑制に変わる作物としての比重を高めている。

農業生産基盤整備状況は、圃場整備率は55%(H29.6小平町農業振興地域整備計画)であるが、大型機械の導入等に対応するため排水不良地の改善や用排水施設の改修が必要になっている。

また、集落と圃場が分散しているため、農作業の移動時間のロスが多く、規模拡大によるスケールメリットを減殺させている。

畜産業については、水稻の所得補完と堆肥確保による土づくりを進めるため、優良血統肉用牛の導入を積極的に推進し、仔牛市場においては産地としての地位を確立しており、繁殖用肉用牛の増頭により飼養頭数は、近年横ばい傾向であるが、生産農家の高齢化等により、今後の振興策が求められる。

生産農業所得は、水稻依存体质が強いことで管内平均よりも低位にあり、野菜・花卉類など高収益作物との複合経営が進んだ農家ほど所得高位にあるが、高齢化や担い手不足により、土地利用型作物の依存度が年々高まっているため、雇用の確保や労働力の軽減対策が必要となっている。

現在、本町の農業情勢は中核農家への農地集約が水稻中心に展開されているが、米の需要減、農産物自由化により激化する競争に耐え得る産地をめざし、省力化技術の導入による労働力の軽減、低コスト化による農業所得の確保を推進し、担い手確保に繋げる

ほか、農作業受託組織等の共同作業化を確立し、農業経営の安定とゆとりのある農村づくりを推進していくとともに関係機関・近隣市町村との連携・情報交換を図る。

②林業

林業については、森林面積が町総面積の89%にあたる、55,899ha（平成30年北海道林業統計）で、国有林33,829ha（61%）、道有林5,584ha（10%）、町有林2,898ha（5%）、一般民有林13,588ha（24%）であり、国有林の占める割合が極めて高く、民有林は全て地域森林計画の対象森林であり、計画的な整備を進めているが人工林率は24.2%と低迷している状況にある。

人工林は、トドマツを主体として植栽され、天然林についてはそのほとんどが広葉樹で蓄積量は針葉樹が2,794千m³、広葉樹は4,033千m³となっている。

本町林業の生産基盤である林道網は、民有林道17,190mで林道密度は1.04/h aと極めて低く、森林整備の効率的施業実施の観点からもさらに整備を促進する必要がある。

こうした中、森林環境譲与税及び森林環境税が創設され、民有林の森林整備の促進が期待されるほか、森林の有する公益的機能は地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、その果たす効果に期待が高まっている。

このため、適切な森林整備のほか持続的な森林経営の実現に向け、関係機関・近隣市町村との連携・情報交換を図り、施業の低コスト化や路網環境の整備等、担い手の確保を通じ、合理的で低コストな安定供給体制の形成を推進しなければならない。

③水産業

本町の水産業は、農業とともに基幹産業として小平町の振興発展の中心的役割を果たしている。戦後、回遊魚の激減と根付魚の乱獲から資源の枯渇を招き不振であったが、沿岸漁場整備開発事業や漁業構造改善事業等による経営の近代化、生産基盤の整備が推進され、限られた漁場の中で漁獲量の拡大を図り、資源の確保に努めてきた。

令和元年の漁業経営体数は42経営体であり、平成26年から5年間では横ばいとなっているが、経営規模も零細経営であり、主たる漁業従事者年齢も50歳以上が67%と3分の2を占め、農業と同様に漁業後継者確保が深刻な状況となっており、漁業就業者の高齢化に一層拍車を掛け生産性の低下の要因となっている。

本町漁業の特徴は、ホタテ養殖及び沿岸漁業を主体として経営されており、特にホタテ養殖に従事する経営体は19経営体（45%）あり、総水揚量の半分以上を占めている。

また、浅海漁業についても年々生産量が減少傾向にあり、栽培・管理型漁業を積極的に展開することが必要である。

水産施設については、臼谷（第1種）・鬼鹿（第2種）の2漁港で陸揚げされているが漁港への漂砂流入が著しく、漁船の出入港や係船岸用地の不足により漁業生産活動に支障をきたしており、整備促進が必要である。

また近年は、施設の老朽化が著しく、鬼鹿漁港では岸壁の改修工事が進められており、今後は臼谷・鬼鹿のホタテ養殖作業施設の改修も視野に入れる必要がある。

こうした状況に対処するため、今後とも漁場の造成や、漁港の整備を積極的に推進し、

生産団体の組織強化を図り、あわせて漁船・漁具の近代化を図る必要がある。

また、今後はこれらの整備とあわせ水産加工技術の開発や企業化を目指すとともに関係機関・近隣市町村との連携・情報交換を図る。

④商工業

平成 28 年度の経済センサスによれば、本町の卸業・小売業分野は 27 事業所、従業員数 103 人で平成 24 年の調査と比較し、事業所数は 1.5 割程度減少し、従業員数はほぼ横ばいとなっている。

これは、近隣市町での大型店の進出や交通機関の発達により旭川商圏・札幌商圏・近隣商圏へ消費購買力が流出していることが主な原因であるが、町内において車社会に対応できる駐車スペースや、楽しくて買い物ができるゆとりの空間、娯楽施設等が不足しているとともに、日曜日の閉店などが購買力の町外流出に拍車をかけていると思われ、とりわけ人口減少と敏感な相関関係をもつ商業の不振は深刻である。

さらに、小売業界の競争、競合の激化により種々の形態で商圏が拡大しており、本町の商業を取巻く環境条件はますます厳しい状況が予想される。

また、本町の工業は、経営不振による閉鎖・撤退が相次ぎ、現在では水産食料品加工製造業のみとなっており、景気低迷の長期化の影響もあり新たな企業進出は望めない状況である。

これらに対処するためには、商業経営者の経営体质の改善・強化を基本に、消費者志向への的確な対応と経営の近代化、効率化を図り、厳しい条件に対応できる経営基盤づくりと消費者に満足される商業経営を目指す必要がある。

また、集客力の拡大やサービスの向上を図るために、関係機関・近隣市町村との連携・情報交換や商業経営者相互の共同意識の高揚・連携・連帯感の強化を図り、魅力的なまちづくりを進めるとともに地域の特性を生かすことのできる企業の誘致活動を促進していく必要がある。

⑤観光

本町は、日本海オロロンラインの拠点として、暑寒別天売焼尻国定公園及び利尻礼文サロベツ国立公園などの広域観光圏のなかにあり、豊かな海と山に囲まれ美しい自然景観に恵まれ、今後さらなる観光客の入り込みが予想される。

しかし、直近 5 年間は年間 22 万人前後の観光客の入り込みがあるものの、このうち宿泊客は 6% 程度で、典型的な「春夏通過型」のパターンとなっており、季節的な変動が大きく一季型の観光である。

観光施設、資源の面では臼谷・鬼鹿海水浴場、望洋台キャンプ場、スキーランド、海洋性スポーツレクリエーション施設、国指定重要文化財「旧花田家番屋」、日本最北の登窯「北創窯」、おびらしへ湖、小平町観光交流センターなどが整備されている。

国指定重要文化財「旧花田家番屋」の入込数は、ほぼ横ばいに推移していたが、道の駅「おびら鰯番屋」横に「小平町観光交流センター」を整備しており、周辺環境整備の相乗効果により入込数が増加した。

他の観光施設では、減少傾向にあり、交通アクセスと宿泊等受入体制に弱点をもつ本

町の観光産業の課題である。

今後、高規格道路延伸により期待が持てるが、当面、町の観光振興を図る上で重要な事項は、道北圏への観光客を呼び込む魅力づくりであり、これは管内市町村と連携した広域観光スポットの拡大を図ることである。

また、宿泊施設の整備や現在ある観光施設のグレードアップ(施設リニューアル)等、観光客のニーズにあった施設整備が課題である。

これらのことから、小平産の食材を使った観光客に喜ばれる料理の提供や、本町の地域資源を幅広く活用した体験型観光の推進、さらには道北観光圏の観光資源と有機的に結び付けた広域観光ルートの充実を図るなど、滞在・通年型の観光振興に向けた取り組みを進めていく必要がある。

(2) その対策

①農業

ア. 産地づくり対策支援

- ・水稻面積の維持に向けての高品質米の生産推進
- ・地域に対応した省力化・低コスト化技術の導入・推進
- ・需要に応じた品種の作付け推進

イ. 自立できる農業経営体としての基盤強化

- ・農作業受委託組織等による共同作業化の推進
- ・労働力不足改善と担い手確保対策

ウ. 農地の多面的機能の確保

- ・ほ場・用排水施設・暗渠排水等の農業生産基盤の整備促進

エ. 畜産経営の安定化と耕畜連携の地域循環体制の整備

- ・飼料作物の生産性及び品質の向上
- ・耕種農家と連携した飼料生産の安定確保
- ・衛生管理基準に基づく適切な飼養管理の徹底
- ・堆肥製造センターで製造した堆肥による土壌改善の促進
- ・優良血統の確保と安定的な出荷体制の確立

オ. 特産作物栽培の推進

- ・振興作物の生産面積の維持、高品質化
- ・GAP の普及推進等、特徴ある生産販売の確立
- ・特產品等の販売の強化
- ・市場ニーズに応えた品種の選定と栽培
- ・輸送方法の改善による流通コストの低減

カ. 担い手の育成と確保

- ・認定農業者の育成
- ・新規就農者・インターンシップ研修生等の受入対策の確立
- ・法人化の推進
- ・担い手農家への農地集積・集約化による利用促進

- ・各種組織の活動の支援
- キ. 集落環境整備の推進
 - ・集落内の周辺環境整備
 - ・農村コミュニティの維持・強化の推進

②林業

- ア. 森林施業の集約化
 - ・森林施業共同化の推進
 - ・森林施業の省力化・低コスト化技術の導入・推進
 - ・不在村森林所有者に対する林業経営基盤の普及啓発の強化
- イ. 適切な森林整備の推進
 - ・計画的な森林施業の確保
 - ・森林認証の取得推進
 - ・担い手不足の解消と施業技術向上のための視察・研修・資格取得の奨励
- ウ. 多様な森林資源の育成
 - ・人工造林、天然林改良及び保育管理の促進
 - ・林道及び基幹作業路の整備促進
 - ・森林が持つ多面的機能の維持と促進

③水産業

- ア. 生産基盤の整備促進
 - ・漁場の造成等の推進
 - ・栽培漁業を効率的に推進する藻場の造成
- イ. 増養殖と資源管理の推進
 - ・養殖施設の整備と計画的更新
 - ・消費者の高級志向・多様化に対応する養殖事業の推進
 - ・資源の保護と育成対策の促進
- ウ. 経営の近代化と体質の強化
 - ・生産コストの低減や長期展望による効率的な操業体制の推進
 - ・企業的経営の実践及び経営の多角化による体質の強化
- エ. 組織と後継者の育成
 - ・専門的知識及び技術習得等の研修の場づくりの推進
 - ・研究実践活動の推進と若手漁業者の確保や地域リーダーの育成

④商工業

- ア. 商店街活性化対策の推進
 - ・商工会による経営者の意識の高揚や経営相談・指導の強化
 - ・各種制度資金の活用による、商店街の形成と設備の近代化・体質強化

- ・消費者ニーズに対応する、商店構成、待遇サービスなどの見直し
- ・商工会青年部・女性部等への活動支援
- ・商工会独自の販売力強化策の推進
- イ. 産業団体連携による地産地消の拡大
 - ・農林水産業と連携した特産品の販売
- ウ. 地場産業の育成
 - ・商品開発研究グループの育成と支援
 - ・特産物を生かした製品づくりの推進
 - ・起業化支援の推進

⑤観光

- ア. 民間のノウハウを活用した観光資源の有効活用
 - ・観光施設・資源の整備など、基盤整備の促進
 - ・地域が一体となって来訪者を迎えるなどホスピタリティーサービスの向上
 - ・調和と景観に配慮した観光施設の整備
 - ・新たな観光資源の発掘
- イ. 観光関連施設のPRと連携
 - ・町内案内標識の整備促進
 - ・観光関連団体の体制強化
 - ・観光PR事業の促進
 - ・観光パンフレット・観光マップの内容見直し
 - ・マスコミを活用したPR事業の推進

(3) 計画

下表のとおり。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の 振興	(1)基盤整備 農業	道営土地改良事業(住吉川南地区) ・測量設計 ・金物・建築工事 ・電気計装盤工事 ・オートストレーナ他、補機類工事	北海道	
		道営農業競争力強化農地整備事業(大 椴子川地区) ・実施計画 ・計画樹立 ・区画整理 ・揚水機場用水路 ・暗渠排水		

	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁 ・排水路 ・換地 		
	<p>農地耕作条件改善事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寧楽地区 U トラフ工 L=106m ・富里地区 U トラフ工 L=65m ・平和地区 U トラフ工 L=152m ・大椴地区 U トラフ工 L=128m ・富里地区 カゴマット工 L=33m ・富里地区 カゴマット工 L=118m ・富里地区 U トラフ工 L=153m ・用地杭設置 ・富里地区 U トラフ工 L=284m ・富里地区 カゴマット工 L=299m 	小平町	
	<p>団体営土地改良事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寧楽地区水利施設整備 ポンプ設備、頭首工擁壁工事 ・滝下地区水利施設整備 電気計装盤工事 ・住吉地区水利施設整備 ポンプ工事、電気計装盤工事 ・平和地区水利施設整備 揚水機場整備補修工事 	南るもい 土地改良 区	
林 業	<p>町有林整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工造林 ・間伐 	小平町	
	<p>民有林育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造林 ・除間伐 ・作業路開設 ・野鼠駆除 ・林業振興会補助 	留萌南部 森林組合 他	
水産業	<p>水産物供給基盤機能保全事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修工事 けい留施設岸壁 船揚場 	北海道	
	<p>水産業振興構造改善事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業保管施設改修 ・機器導入 	新星マリ ン漁業協 同組合	

	(4) 地場産業の振興 生産施設	おびら和牛繁殖センター整備事業 ・和牛振興に向け、牛舎、堆肥舎、保管庫、管理棟及び関連機器の整備を行う。	小平町	
	(9) 観光またはレクリエーション	ゆったりかん改修事業 ・老朽化した施設設備等の改修を行う。	小平町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第一次産業	農業経営基盤強化資金利子補給事業 ・農業経営改善計画等の認定を受けた農業者が借り入れる資金の実質金利を下げるため、利子助成を行い、安定的な経営体を目指す農業者の計画達成を支援する。	小平町	
		漁業近代化資金利子補給事業 ・漁業者等に漁業近代化資金を貸し付ける融資機関に対し、利子補給金を交付し、漁業施設の整備を図り、経営の近代化を促進する。	新星マリソ漁業協同組合	
		特產品振興支援事業 ・町内において特產品振興のため生産活動等を行う者を支援し、特產品のブランド化を図り、雇用機会の拡充や地域経済の振興を図る。	小平町	
	商工業・6次産業化	商工業振興補助事業 ・商工会が行う事業に要する経費に補助し、小規模企業指導事業及び商工業者の振興を図る。	小平町	
		プレミアム付商品券発行事業 ・商工会が行うプレミアム付商品券発行事業に補助し、消費流出を防止するとともに、商工業の振興と町内消費の拡大を図る。	商工会	
		中小企業特別融資保証料補給事業 ・中小企業特別融資制度により融資を受けた者に対して、保証協会の保証料を補給し、中小企業の育成振興及び経営の合理化を促進する。	小平町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

下表のとおり。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備 考
小平町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業 旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、小平町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

①情報通信

情報・通信はその技術の急速な発展により多くの恩恵をもたらしているが、地域における情報通信体制の近代化とその効果的活用が課題となっている。

現在、テレビは地上デジタル放送へ移行され、平成21年度に小平中継局がデジタル放送を開始し、平成22年度には小平本町及び小平港ミニサテライトが改修され、これに伴い「新たな難視地区」が発生することから共聴施設の整備などの対応を行ってきたが、共聴施設の維持に努めていく必要がある。

また、携帯電話においても一部地域が不感エリアとなっており、この解消と災害時の携帯情報源としての活用効果も大きいことから不感エリア解消についても検討していく必要がある。

防災・災害情報の伝達は、「防災行政無線システム」が整備されすでに運用されているが、設備の老朽化や災害の多様化・激甚化等から、新たな伝達方法も検討しなければならない。

光ファイバー網の整備により、高度無線環境は整いつつあるが、今後はその利活用についてさらに整備する必要がある。

②地域間交流

交通・情報ネットワークの発達と余暇時間の増大により、地域間の交流が活発化してきており、人材育成や地域の教育・文化・産業振興などに大きな影響を与えている。

また、交流形態もこれまでの姉妹都市提携といったスタイルだけではなく、特定の目的をもった多様な交流が生まれている。

本町では、昭和53年に東京都小平市と姉妹都市の提携をし、「少年少女交歓交流」や「イベント相互訪問」など人的交流をはじめ、「産業経済交流」など幅広い交流が進められている。

今後は、本町の基幹産業である農林漁業を交流活動と結びつけるための基盤整備を進め、都市との交流機会の新たな創出と拡充を図るとともに、産業経済の振興に結び付けて行くことが必要である。

(2) その対策

①情報通信

ア. 地域情報通信体制の向上

- ・テレビ、ラジオの難視聴地域解消のための施設の維持
- ・高速、大容量の通信が可能な情報通信施設の整備促進とその利活用
- ・災害時の防災行政無線システムの運用による迅速な情報収集と伝達
- ・防災行政無線システムに代わる伝達方法の構築

②地域間交流

ア. 姉妹都市との交流促進

- ・交歓交流事業の推進
- ・交流を通じてのまちのイメージアップ
- ・受入態勢の継続的な整備

(3) 計画

下表のとおり

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情 報化のための施設 その他の情報化のた めの施設	高度無線環境整備推進事 業 ・光ファイバー網の整備	小平町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 情報化	緊急通報システム事業 ・高齢者・重度身体障害 者等に緊急通報システム 機器を貸与し、緊急事態	小平町	

		発生時において、迅速かつ適格な救護体制をとることにより、日常生活の安全を確保し、在宅福祉の向上を図る。		
		小平町無線システム普及支援事業費等補助事業 ・難視聴区域対象者に補助金を交付し、安定した受信環境の整備を行う。	小平町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、小平町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①道 路

本町には、日本海に沿って縦走する一般国道 232 号を基幹道路として、これより分岐する道道小平幌加内線、霧立小平線、達布石狩沼田停車場線が旭川圏域とを結び、さらに、道道達布小平町線、幌糠小平停車場線、大椴線、田代港町線等があり奥地集落との生活路線として確保されている。

一般国道 232 号は、延長 24.5km で平成 31 年 4 月現在において改良率 100%、舗装率 100% で全線舗装改良が完了しているが、歩道のない区間もあるため交通安全対策上、整備促進を図る必要がある。

道道は、主要道道・一般道道合わせて 11 路線で、実延長は 113.0km で平成 31 年 4 月現在において主要道道の改良率は 100 %、舗装率は 94.5% で、一般道道については改良率 95.6%、舗装率 93.5% となっている。

町道は、314 路線、実延長 174.3km で改良率 45.9%、舗装率 52.6% で道内平均の 66.0% を下回る状況にあり、今後一層の整備改良を図る必要がある。

冬期間における交通確保としての除雪路線は、一般国道 232 号と道道 10 路線の一部区間を除いて全線除雪道路に指定されている。

町道の除雪路線は路線延長 56km と実延長の 32.1% となっているが、冬期交通の確保と交通安全防止のため必要路線は確保されている。

近年、産業活動とともに快適な住民生活の面からも、冬期間の道路交通の確保は極めて重要となっており、除雪路線の延長と除雪の短時間処理が望まれている。

産業・経済活動の拡大と住民の生活行動の広域化などによる交通量の増加、通行車両

の大型化に伴い、主要道路環境の重要性がますます高まっている。

このため、道道各路線の道路交通網の整備や町道各路線の舗装整備の促進が必要である。

また、土地利用との関連や農業振興を図るうえからも農道網と、林業生産基盤の整備拡充のためにも林道の整備促進が望まれている。

②交 通

地域住民の輸送機関としては、民間 2 社によるバス運行が行われており、住民の足は一応確保されているが、マイカーの普及や人口の減少などにより利用者が減少し、赤字経営を余儀なくされているため、当面は広域的な連携を図りながら、その維持・確保に努めていく必要がある。また、輸送の円滑化、観光振興、さらには救急搬送体制の確立など生活基盤の強化を図るための新しい交通ネットワークの整備が課題である。

(2) その対策

①道 路

- ア. 道路環境の向上
 - ・道道の整備促進
 - ・町道の舗装整備
 - ・災害に強い道路の整備
 - ・景観を生かした道路づくりの推進

②交 通

- ア. 交通網の整備促進
 - ・生活路線バスの維持
 - ・市民の多様な移動手段の確保と負担軽減

(3) 計画

下表のとおり。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 橋りょう	小平町管内橋梁長寿命化事業 ・維持、補修	小平町	
		小平町管内橋梁点検 ・点検	小平町	
	(2) 農道	農道整備特別対策事業 (沖内地区道路改良舗装) ・舗装 2,965m ・改良 2,965m	北海道	

	(3) 林道	林業生産基盤整備道菊岡沖内線開設事業 ・林道整備 L=4,900m	小平町	
	(8) 道路整備機械等	雪寒機械購入事業 ・老朽化した除雪機械を計画的に更新し、冬期間における安全で安心な生活路線等の確保を図る。	小平町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	小平町地域公共交通計画策定事業	小平町地域公共交通活性化協議会	
	その他	代替バス通学定期運賃差額補助事業 ・バス運行事業者が運行する生活路線バスを利用し、かつ定期券を購入する通学者に対し定期運賃の一部を補助し、通学費用の負担軽減を図る。 生活交通路線等維持費補助事業 ・地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難であることから、バス運行事業者に補助することにより、生活路線として必要なバス運行を維持する。	小平町	
		高齢者交通費助成給付事業 ・高齢者に対し、バス会社が定期運行する路線の小平町行政区域内において、当該利用区間の運賃を無料とする乗車券を交付し、町内移動の利便性を確保することにより、日常生活の活動範囲を拡大するとともに、一層の人的交流の活性化が図られ、高齢者の福祉の増進に資する。	小平町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、小平町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①水道

本町の水道事業は、小平・達布浄水施設の整備により町内全域に水道施設が整備され、給水率は99%と管内に比較して高い水準にある。昭和57年度から上水道として運営されてきたが、現在は簡易水道へ移行している。

平成4年に小平ダムが完成したことにより水源が確保され、水不足の不安の解消とともに水の安定的供給が図られているところであるが、今後はさらにライフラインの強化が必要となる。

そのためには、施設の老朽化に伴う整備、老朽水道管の敷設替えなどを計画的に行い、漏水の防止などにより有効率を高めることが必要である。

水道事業には、事業費に対する受益者負担割合や水道料金の適正性の問題もあることから、町民の理解と協力のもと、良質で安全な水の安定供給を目指す必要がある。

②下水道

下水道整備は、公衆衛生と環境保全の立場から都市的生活基盤の要となる社会資本整備であり、都市との交流に力点をおく本町にとってクリーンイメージの確保は絶対条件であり、快適な生活環境を確保するうえからも大きな役割を担う基幹施設である。

平成6年度から下水道計画を策定し、小平処理区は平成12年度、鬼鹿処理区は平成17年度に供用開始しているが、古い施設は20年経過しており計画的に更新する必要がある。

下水道事業の運営にあたっては、町民の理解を得ながら水洗化率を高めるとともに、浄化センターの効率的な運営を図り、下水道使用料の適正化も今後必要となる。

③環境衛生

ごみ処理については、平成25年度から留萌南部衛生組合における広域処理（留萌市・小平町・増毛町）の供用開始に伴い、生ごみ・可燃ごみ・資源ごみ等22種類の分別収集に取り組み、資源循環型社会の構築とごみの減量化を推進している。

生ごみは、本町に設置されている「生ごみ処理施設」において減容化を行い、可燃ごみ、不燃ごみは増毛町に設置の「一般廃棄物最終処分施設」に埋立てを行い、各資源ごみは留萌市に設置の「資源化施設 美・サイクル館」においてリサイクル処理を行っており、公害防止・環境保全を重視しながら資源循環型社会の形成に向けたごみ処理を行っている。

産業廃棄物の処理については、各産業団体や道などと連携を密にし、リサイクルの推進と排出抑制、適正な処理施設の整備等について協議・検討を進めていく必要がある。

し尿処理については、留萌市・小平町・増毛町による留萌南部衛生組合のし尿処理施設において処理を行っているが、下水道整備のほか浄化槽や簡易水洗トイレの普及により処理量が大きく減ってきており、老朽更新計画は適正な処理量予測に基づくものとしなければならない。

火葬場については、留萌南部衛生組合において広域利用を図っているところであるが、今後においても更に適切な運営に努める必要がある。

④消防・防災施設

消防業務は昭和 49 年に小平町と留萌市により設立された一部事務組合（留萌消防組合）で遂行されており、広域的な相互協力体制のもと全町内をカバーする常備消防体制を整えている。

消防力の現況については隨時整備が進められており、消防救急デジタル無線整備事業も平成 26 年度に整備が完了し、今後の消防活動における高度化支援及び安定した通信体制が確立された。しかし、小平町内の消防拠点である小平消防署庁舎並びに消防団器具置場は老朽化が進んでおり、近年多発する自然災害及び複雑多様化する各種災害発生時に即応できる機能を有した消防庁舎並びに消防団器具置場の新改築が必要となっている。

また、現有の消防車両については、平成 27 年度及び平成 28 年度に水槽付消防ポンプ自動車整備事業が完了し、圧縮空気泡消火装置が搭載されたことにより、効果的な消火活動が確立された。しかし今後も更新時期を迎える車両があるため、計画的に更新し消防力を維持していく必要がある。

救急体制においては、救急業務高度化の一環として、令和元年に高規格救急車及び高度救命処置資器材が更新整備された。ここ数年の救急出動件数は横ばい傾向ではあるが、更なる救急体制の充実強化を図るためにも救急救命士及び救急隊員の資質の向上のほか、高度救命処置資器材の更新及び維持管理が必要である。

防災についてもどのような災害が発生しても被災しない場所への資材庫の整備が必要となっている。

消防力の現況（令和 3 年 4 月）

署員数	消防団員	消防力			消防水利		高規格救急車
		水槽付ポンプ車	大型水槽車	小型動力ポンプ	防火水槽	消火栓	
19 人	104 人	3 台	2 台	6 台	56	66	1 台

⑤公営住宅

本町の公営住宅は、現在 12 団地 274 戸があり住宅不足の解消に努めてきたが、昭和 30 年代前半に建設されたものや耐用年度を経過したもの、老朽化が激しいものなど、現在の住宅ニーズに応えていない状況である。そのため、住宅環境のより一層の向上をめざし、計画的な建替え、整備が必要である。

そのため住宅マスタープランや長寿命化計画に基づき、高齢者や単身者などの各ニーズにあった住宅整備を進めて行く。

⑥空き家対策

現在、高齢化や人口減少に伴い空き家が増加傾向にあり、環境衛生や防犯・防災の観点から、適切に対応する必要がある。

そのため、町内に点在する空き家等の実態を把握し、その利活用や除却について空き家等対策計画を策定し、計画的に対応していく必要がある。

(2) その対策

①上下水道

- ア. 上下水道施設の更新
 - ・上下水道施設の維持・保全
 - ・良質な水の供給
 - ・上下水道事業の安定的運営のための料金の適正化

②環境衛生

- ア. ごみの減量化対策の推進
 - ・排出ルールの指導徹底
 - ・ごみの減量化とリサイクル意識の向上を図るための啓発
 - ・留萌南部衛生組合の各ごみ処理施設の適正な維持管理の推進
- イ. 凈化槽の整備及び水洗化の普及促進
 - ・合併処理浄化槽の整備促進
 - ・水質保全意識の向上を図る啓発活動
 - ・公共下水道の水洗化の普及促進
- ウ. し尿の収集と処理
 - ・収集の民間委託継続
 - ・留萌南部衛生組合施設の計画的整備と安定運営の推進
- エ. 墓地の環境整備
 - ・墓地施設の有効利用と周辺環境の整備促進

③消防・防災施設

- ア. 消防庁舎・消防団器具置場及び防災資材庫の改築・整備、救急体制の充実
 - ・消防用車両、警防資機材の充実

- ・消防組織の体制強化
- ・消防職団員の育成強化
- ・救急救命士・救急隊員の資質の向上
- ・高度救命処置資器材の更新及び維持管理
- ・防災資材庫の整備

④公営住宅

ア. 公営住宅等住宅環境の整備

- ・「公営住宅ストック総合活用計画」に基づく計画的な再生、保全
- ・「住宅マスタープラン」に基づいた高齢者や障害者のニーズに対応した公営住宅の再生

⑤空き家対策

ア. 空き家対策の計画的な推進

- ・空き家等対策計画の策定
- ・空き家等の実態把握

イ. 空き家の利活用や除却等の促進

- ・空き家バンク・空き地バンクの活用
- ・空き家除却に対する費用助成

(3) 計画

下表のとおり。

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	水道施設更新事業 ・小平浄水場建設 ・達布増圧ポンプ場建設 ・送水管布設 ・浄水場解体	小平町	
		水道管更新事業 ・幸橋 ・達布橋		
		水道管整備事業 ・配水管布設	小平町	
		水道メーター更新事業 ・水道メーター定期更新	小平町	

	(2)下水処理施設 公共下水道	下水道施設更新事業 ・浄化センター及びマンホールポンプ ・ストックマネジメント計画策定 ・管路点検 ・事業変更計画策定	小平町	
	(5) 消防施設	消防車両整備事業 ・指令広報車更新 ・小型ポンプ付積載車更新 ・水槽付消防ポンプ自動車更新	留萌消防組合	
		消防庁舎改築事業 ・小平消防署庁舎改築	留萌消防組合	
	(6) 公営住宅	旭団地改善事業 ・給湯設備設置、ブラストサッシ	小平町	
		新興団地改善事業 ・給湯設備設置	小平町	
		第2旭団地建替え事業	小平町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生 活	住環境整備事業 ・町民が町内業者により住宅の改修工事を行なった場合において、当該改修工事に係る経費に対し助成金を交付することにより、地域経済の活性化及び居住環境の向上を図る。	小平町	
		住宅新築及び増改築助成事業 ・町内に自ら定住する目的で町内業者により住宅を新築した者に対し、当該費用の一部を助成することにより、町内経済の振興及び町民の住環境の向上を図る。	小平町	
	環 境	合併処理浄化槽整備事業 ・合併浄化槽を設置しようとする者に対して補助金を交付し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。	小平町	
		小平町空き家等解体撤去補助事業 ・空き家等を解体する者に補助金を交付し、街の景観及び町民の安	小平町	

		全安心の確保を図る。		
		鬼鹿地区町有住宅解体事業 ・老朽化が著しい住宅を解体することにより、景観や環境衛生の向上を図る。	小平町	
		渚団地解体事業 ・老朽化が著しい住宅を解体することにより、景観や環境衛生の向上を図る。	小平町	
		達布団地解体事業 ・老朽化が著しい住宅を解体することにより、景観や環境衛生の向上を図る。	小平町	
		空き家等実態調査事業 ・空き家等の実態把握並びにデータベースの整備を行い、空き家対策計画を策定することにより、生活環境の保全や空き家の管理・活用支援を図る。	小平町	
	防災・防犯	防災資材庫建設事業	小平町	
		小平町防災ハザードマップ改訂事業	小平町	
		公共施設熱中症対策事業	小平町	
	(8) その他	合同墓地設置事業	小平町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、小平町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①高齢者福祉

本町の 65 歳以上の高齢者人口は、出生率の低下や過疎化の進展により増加し、平成 17 年の国勢調査では 1,328 人（人口比率 31.2%）、平成 22 年の国勢調査においては 1,289 人（人口比率 34.7%）、平成 27 年度の国勢調査においては 1,224 人（人口比率 36.7%）、直近の令和 2 年 9 月末住民基本台帳では 1,219 人（人口比率 40.4%）で 10 年前より 5.7% 増加となっており、高齢化率・高齢者の占める割合が増加、町の人口構成

から勘案すると高齢化は今後も進展するものと予測され、これからの中長寿社会を「安心し、充実して生きるか。」が重要な課題である。

また、独居高齢者・老夫婦世帯の増加や、家族介護力の低下等により、近年、高齢者の介護に対する不安は増大している。こうした背景のもと、平成12年4月から介護保険制度が導入され、導入後、様々な制度改正の下、高齢者を社会的に支える仕組みが構築されてきている。

しかしながら、高齢者福祉施設等にあっては、何処の施設も満員の状態が続いている、在宅における高齢者に対する支援機能や、居住機能及び地域における交流機能を総合的に兼ね備えた小規模複合施設の整備について検討する必要がある。

一方ソフト面では、とりわけ介護に対するマンパワー不足が発生してきており被介護者の問題だけではなく、介護者を含めた広く社会的課題と位置付けて、人材育成などを念頭に、これからの中長寿社会を検討していく必要がある。

本町においても、高齢者が住みなれた家庭や地域の中で安心して暮らすことができる在宅福祉サービスや高齢者福祉施設の機能充実はもとより、保健・福祉・医療の連携を強化し、的確な住民のニーズの把握に努めるとともに、高齢者が健康で生きがいのある生活を営むことができるよう、就労や地域活動各分野に積極的に参加できる環境づくりを計画的に推進する必要がある。

また、当然ながら高齢者施策は、直接的な福祉支援に限らず、高齢者に配慮した住宅環境の整備をはじめ、学習活動、ボランティア活動等による社会参加の促進等、健康なシルバー世代の生活と社会活動の条件整備も福祉施策の柱であり、縦割りではない全体的な高齢者福祉施策をコーディネートするセクション強化も求められている現状である。

②児童福祉

本町の15歳未満児童数は令和2年4月現在271人で、平成27年の301人に比べ10.0%減少している状況であり、少子化や核家族化の進行、共働き世代の増大等により、児童・家庭を取り巻く環境が大きく変化している。

子供達が年齢差を越えた仲間同志での遊びの機会や安心して遊べる場所が減少していることなど、子供の健やかな成長を促す環境が著しく変化している。

就学前児童の福祉対策では、女性の就業傾向が高まる一方で、保育等に対する住民のニーズも多様化するとともに、保護者の意識においては、就学前の集団生活訓練という点で「幼稚園と保育園との垣根」が低くなっている実情もあり、幼保一元化を見据えた就学前児童福祉の全体的な見直しが必要であり、教育委員会との協議・調整が必要である。

また、就学後も放課後児童クラブの開設により共働き世代の家庭の負担軽減に努めている。

今後、多様化する保育ニーズに応えられる施設整備や運営体制の確立とともに、核家族化や子育て情報の氾濫により子育てに不安や悩みを持つ家庭等を支援する体制の整備についても将来的な検討が必要である。

③障害者福祉

平成 25 年 4 月から、これまでの「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に変更され、障害者の定義に「難病等」が追加され、平成 26 年 4 月から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化等が行われた。

本町では、社会福祉法人が運営する、障害者支援施設、障害福祉サービス事業施設を核として、障害者の社会復帰とその支援に努めている。

また、本町において身体障害者手帳の交付を受けている人数は 190 人で総人口の約 6.2%を占めているが、その約 6 割は肢体不自由によるものであり、また 1・2 級の重度障害者は約 4 割である。そして、特徴的なことは身体障害者手帳交付者の約 8 割の障害者が 65 歳以上の高齢者であることである。このように、「高齢障害者」は「障害者総合支援法」と「介護保険法」を重複適用する場合もあるが、お互いの制度の中で調整をしている。

今後も平成 8 年に開校した「道立小平高等養護学校」を含めて、障害者支援の充実を図るため、障害者の就労の場、授産施設、住宅の維持・確保等、地域生活を支援する施策が必要である。

(2) その対策

①高齢者福祉

- ア. 介護予防・生活支援
 - ・地域包括支援センターの機能の充実
 - ・介護予防と在宅での生活支援活動の充実
 - ・介護予防に関する知識の普及と啓発活動の推進
 - ・保健、福祉、医療の連携による地域包括ケアシステムの確立
 - ・健康相談、保健指導等各種保健教育の推進
- イ. 施設等の整備
 - ・デイサービスセンター及び特別養護老人ホームの機能の充実
 - ・介護予防拠点施設の継続運営
 - ・小規模複合施設の整備

②児童福祉

- ア. 児童福祉対策の確立
 - ・乳幼児医療費の助成
 - ・幼児保育、学童保育の推進
 - ・地域全体で子育てを推進するしくみの構築
 - ・児童虐待防止対策の推進
- イ. 施設等の整備

- ・幼児保育、学童保育施設の充実

③障害者福祉

ア. 障害者総合支援法に基づく適正な制度運用

- ・各種給付事務の適正な執行

イ. 関係機関との連携強化

- ・障害者団体・社会福祉協議会及び障害者ボランティア組織との連携強化
- ・居住場所の充実のための社会福祉法人等の事業拡大の支援
- ・障害者雇用の推進
- ・障害者の自立と社会参加の促進

(3) 計画

下表のとおり。

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(4)介護老人保健施設	小平デイサービスセンター ボイラー取替事業	小平町	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	デイサービスセンター自立支援事業 ・在宅老人デイサービスセンターにおいて、生活指導、日常動作訓練、健康チェックその他のサービスを提供し、高齢者の介護予防を推進するとともに、保健衛生の推進を図る。	小平町	
	児童福祉	町保育・託児事業補助金 ・認可外保育所運営に対し補助を実施することにより、円滑な託児事業の推進を図る。	小平町	
		乳幼児等医療費助成事業 ・乳幼児等医療費の助成範囲を拡大し、医療費の自己負担額を軽減することにより、子供を持つ家庭の	小平町	

		生活支援を行う。		
--	--	----------	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、小平町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

近年、社会構造の変化に伴う出生率の低下や医療技術の向上、食生活の改善、生活環境の向上などにより急速に高齢化が進んでいる。

また、高齢化に伴い生活習慣病の増加がみられ、地域保健においても成人保健への取り組みの強化が求められている。

地域医療については、医療資源が都市部に集中しており、医療機関の機能が十分に果たされていない傾向にあり、各種の機能を持った医療機関との連携体制の充実が求められている。

また、疾病予防の推進を図るために、保健相談事業や保健指導事業を通して住民と行政が一体となった保健管理体制の確立や救急医療体制の確保、医療水準の高度化が必要となる中、本町は、町立診療所 2 箇所、町立歯科診療所 2 箇所を設置し、第 1 次保健医療福祉圏の医療機関としての役割を担っており、令和 2 年に発生した「新型コロナウイルス感染症」や「インフルエンザウイルス」等の感染症対策等についても、国・道と連携を取りながら進めている。

(2) その対策

ア．医療サービスの充実

- ・第一次医療の機能充実
- ・総合病院、専門病院等との医療連携の強化
- ・検診、予防活動等の充実

イ．医療体系の充実

- ・施設の整備、医療機器の計画的な更新及び導入
- ・保健、福祉、医療の連携による地域包括ケアシステムの確立
- ・健康相談、保健指導等各種保健教育の推進

(3) 計画

下表のとおり。

持続的発展	事業名	事業内容	事業主体	備考
-------	-----	------	------	----

施策区分	(施設名)			
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	各診療所備品購入事業 ・診療所備品購入	小平町	
		(仮称)鬼鹿行政センター建設事業 ・診療所、歯科診療所	小平町	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	内科・歯科通院バス交通費助成事業 ・達布支所区域住民に対し、バス会社が定期運行する路線の当該患者の居住地における最寄りの停留所と各診療所の区間において、当該利用区間の運賃を無料とする乗車券を交付し、小平診療所並びに小平歯科診療所に受診する機会を確保する。	小平町	
		予防接種事業 ・予防接種法に基づく予防接種及びそれ以外の任意の予防接種に対して助成金を交付することにより、接種の機会を確保し、住民の健康増進を図る。	小平町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、小平町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

①幼小中学校教育

令和2年4月現在で、本町の学校数は小学校2校、中学校1校で児童生徒数は小学校116人、中学校が51人の167人と、年々減少しており、1校で複式学級を余儀なくされている。

平成23年度に2度目の学校再編整備計画を策定し、再編がなされた。

しかしながら鬼鹿地区においては、現在鬼鹿小学校が全児童数 30 人以下で、複式学級で運営されており、今後も減少が続くと推測される。

学校再編整備計画の中で残すべき小中学校においても校舎の老朽化が進んでいるため、計画的な改築整備を行うとともに、学校再編により生じた廃校の解体も含めた利活用方法について地域住民の意向を踏まえながら、検討していく必要がある。

教職員の住宅整備についても年次的に行っているところであるが、学校統廃合とあわせ不用住宅の処理・活用も含め、適正な整備を進める必要がある。

幼稚園は、町立幼稚園が 2 園あり、それぞれ定員が 80 人となっている。

最近の少子化を反映して定員割れの状況が続いているが、住民ニーズに応えた預り保育の実施など柔軟な運営に努めており、今後も利用実態に沿った適正な管理・運営と機能の充実を図るものとする。

なお、本町に高等学校がないため、近隣市町あるいは都市部への進学となるが、進学率は 100% となっている。さらに近年は大学・専門学校への進学率も増えており、地元での雇用先確保も困難な状況から、若年層の減少要因となっている。

②社会教育

生涯学習の推進による地域の活性化が求められるなか、幼児・少年・青年・成人・婦人・高齢者教育において、自発的な活動と地域との連携のなか、各種団体・グループ等の指導援助や育成の実践活動を推進し、生涯学習体系の確立を促進する。

本町の教育関係施設は、文化交流センター（公民館）などがあるが、住民の多様化する学習ニーズに応えるためのソフト事業や施設機能の充実を図る必要がある。

③社会体育

住民が健康で豊かな生活を営むためのスポーツ活動については、各体育団体を中心とした活動が展開されているが、人口の減少とともにスポーツ団体数の減少や活動が停滞傾向にあり、生涯スポーツの視点から健康づくりのための軽スポーツ活動等の普及を図らなければならない。

また、本町の特色ある海洋スポーツ活動については、体験学習など町内外からの青少年の利用者が多く、指導体制の確立やリーダー養成等を図る必要がある。

本町の社会体育施設は、B & G 小平海洋センター（体育館・武道館・艇庫・多目的運動広場）や、スキー場、パークゴルフ場があり、施設整備については、一連の整備は計画どおり完了しているが、今後は、いずれの施設も経年劣化による施設の改修や更新等について検討が必要となる。

(2) その対策

①幼小中学校教育

ア. 教育環境の充実

- ・各小中学校校舎の改修

- ・スクールバス、ワゴン、給食搬入車の更新
- ・パソコン等の教育資材の更新
- ・学校教育施設の整備
- ・教員住環境の整備
- イ. 指導体制の充実
 - ・初任者研修及び10年経験者研修等地域研修の充実
 - ・いじめや非行の未然防止対策の推進
- ウ. 特別支援教育の充実
 - ・特別支援学級普通学級との連携、交流の推進
 - ・障害児教育に対応した適切な教育の場の確保
- エ. 幼児教育の充実
 - ・子育て支援対策との連携
 - ・特色ある幼稚園運営の推進

②社会教育

- ア. 町内外に出会いの輪を広げ、おびらの未来を担う志を持った人や生涯にわたり活躍する人の育成
 - A. 幼児教育
 - ・地域における子育て相談の担い手の発掘と活用
 - ・子育て中の親子や幼児の交流・体験の場の充実
 - B. 少年教育
 - ・伝統的なもの、現代的な課題、地域ならではの学習、ボランティア活動等に特化した体験活動の充実
 - ・地域と学校の連携・協働の促進、地域学校協働本部の活動の推進
 - C. 家庭教育
 - ・あいさつや基本的な活動習慣の大切さを地域や家庭に対して理解の促進を促す
 - ・町内の子育て支援
 - D. 青年教育
 - ・町の未来づくりのための学習機会の充実
 - ・学習成果を生かす場や学習ニーズを探る取り組み
 - ・成人式等での「協働」の試み
 - E. 成人教育
 - ・生涯学習ボランティアバンクの登録推進と社会教育事業への参加協力の促進
 - F. 女性教育
 - ・町婦人会議の活動を通じ女性の観点から地域課題に対する取り組みや学習を支援
 - G. 高齢者教育

- ・高齢者と児童生徒若者が交流する場の設定に努める

イ. ふるさとに愛着をもつ人の育成

A. 文化財

- ・郷土の歴史や文化の継承、町内外へのPRや活用の推進
- ・文化財や化石に対する教育普及事業の実施
- ・必要に応じた指定文化財化による保護と整備の促進

ウ. オンリーワンの才能を磨く芸術文化を生活の一部として楽しむ豊かな感性を持った人の育成

A. 図書室

- ・小平町文化交流センター図書室の整備を通じた読書環境の充実や交流の場の創出
- ・子どもから大人まで生涯にわたり読書活動が行えるための支援

B. 文化活動

- ・芸術文化の薫り高い町を実感できる文化団体への支援の充実
- ・新たな担い手づくりや団体の設立を支援

C. 舞台芸術

- ・舞台芸術鑑賞の機会の充実

③社会体育

ア. 世代や性別、障害の有無に関係なく生涯スポーツを楽しむ人の育成

A. 幼児・少年・青年

- ・スポーツに親しみ、興味関心や基礎基本の習得ができるようスポーツ教室を開催する
- ・スポーツに対する理解を深め、可能性を伸ばし、自己を鍛えるため、自己の記録に挑戦する意欲を養う
- ・競技力のみならず健全な精神と肉体を育てるため、スポーツ少年団活動の推進を図る

B. 全年齢

- ・子どもから大人まで年齢や障害の有無に関係なくスポーツ活動を楽しめる環境の整備・支援

(3) 計画

下表のとおり。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 スクールバス・ポート	小平小学校スクールバス購入 事業	小平町	
	(3)集会施設、体育施設 等 集会施設	(仮称) 鬼鹿行政センター建 設事業 ・健康促進室、多目的ホール	小平町	
	体育施設	望洋台スキー場リフト改修事 業	小平町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、小平町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町における集落は、小平地区・鬼鹿地区の市街地を基幹集落として、6地区35のコミュニティ組織が沿岸部と内陸部に点在しており、そのほとんどが農業・漁業地域となっている。

集落が広い範囲に散居しているため、幼稚園、小・中学校、集会施設等の公共施設をより多く整備する必要があり、これが財政需要を押し上げる一つの要因となっている。

各集落における人口は減少傾向にあるが、基礎的集落圏はほぼ固定しており、それぞれの生活圏を形成しているので、集落の再編成は今後の推移と実態に応じて検討する必要がある。

今後は、地域住民の理解を得ながら過疎化や高齢化に対応した、コミュニティ活動を推進するため組織への多角的な支援を行なうとともに、コミュニティ組織で解決する、あるいは組織連携によって解決する組織力の強化を図る必要がある。

(2) その対策

- ア. 活発なコミュニティ活動の展開
 - ・コミュニティ組織活動への支援
 - ・コミュニティ施設の整備充実
- イ. 行政とコミュニティの連携強化
 - ・コミュニティ組織や人材育成のための研修機会の拡充

- ・行政とコミュニティ組織の連携協力
- ・コミュニティ組織の再編整備への協力

(3) 計画

下表のとおり。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	町内会活動補助事業 ・町内会に補助金を交付し、町内会活動を育成助長し、町勢の振興と町政の効果的浸透を図る。	小平町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、小平町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

平成10年、多目的ホール（500席）と小ホール、図書室、各文化活動室を備えた文化交流センターを整備・建設したことにより、各種文化芸能・芸術鑑賞機会を飛躍的に高めることが可能となったばかりではなく、全道規模の大会事業等の開催を可能とし、コンベンションホールとしても利用が可能である。

また、文化振興の拠点が整備されたことにより、町民の間に自主的な地域文化振興の動きも現れ、文化交流センター開館にともない結成された「サポートーズクラブ」は舞台芸術文化鑑賞の企画立案・運営等を行い、町民への芸術文化の鑑賞機会を提供し、郷土に根ざした文化振興を図っている。

この様に、文化交流センターは、小平町民に限らず広く近隣市町民の利用にも供されているが建設以来の経年により、各種機器等の更新時期を迎えており、計画的な整備が必要とされている。

次に、小平町は北海道及び全国にあって化石の宝庫といわれ、アンモナイトやクビナガリュウ等、様々な種類の化石が産出され、太古の時代の貴重な資料として保存・展示・活用しているが、今後の資料整備や保存管理体制を図る必要がある。

また、小平町には国指定重要文化財「旧花田家番屋」をはじめ、擦文文化・縄文文化・続縄文文化などの埋蔵文化財や国指定重要無形民俗文化財の鬼鹿松前神楽等を有している。

さらに郷土芸能として「おびら太鼓鼈龍」があり、本町の伝統郷土芸能として伝承と後継者育成、保存整理・活用等、郷土の歴史文化の充実を図る必要がある。

(2) その対策

- ア. ふるさとに愛着をもつ人の育成
 - ・文化財の保護と郷土資料の収集、伝承の推進
 - ・文化財や化石の理解促進を図るための教育普及事業や保存施設の整備
- イ. オンリーワンの才能を磨く芸術文化を生活の一部として楽しむ豊かな感性を持った人の育成
 - ・芸術文化に親しみ文化の薫り高い町を実感できるための文化団体の活動支援
 - ・生涯にわたる良質な舞台芸術鑑賞機会の充実を図るとともに、計画的な施設機器の更新
 - ・読書環境の充実、施設整備
 - ・図書室の整備を通じて読書環境の充実を図る
 - ・幼児・児童生徒から高齢者まで、町民が生涯にわたり読書活動を行えるよう支援

(3) 計画

下表のとおり。

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	旧花田家番屋耐震事業 <ul style="list-style-type: none">・耐震診断・耐震施工・保存修理	小平町	
		旧花田家番屋展示改修事業	小平町	
		旧花田家番屋保存修理 <ul style="list-style-type: none">・屋根部分修理	小平町	
		旧花田家番屋防災設備改修事業	小平町	
		旧花田家番屋 AR・VR を活用したガイダンス整備事業	小平町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、小平町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本町役場の車庫は昭和 53 年に建設し、幾度か修繕をして現在に至っているが、建設から 40 年以上が経過し老朽化が進んでいるため、改修が必要である。

(2) その対策

ア. 役場車庫の改修

- ・改修の検討

(3) 計画

下表のとおり

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域持続的発展に関し必要な事項		庁舎車庫改修事業	小平町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、小平町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 産業の 振興	(10) 過疎地域持 続的発展特別事業 第一次産業	農業経営基盤強化資金利子補給事業 ・農業経営改善計画等の認定を受けた農業者が借り入れる資金の実質金利を下げるため、利子助成を行い、安定的な経営体を目指す農業者の計画達成を支援する。	小平町
		漁業近代化資金利子補給事業 ・漁業者等に漁業近代化資金を貸し付ける融資機関に対し、利子補給金を交付し、漁業施設の整備を図り、経営の近代化を促進する。	新星マリ ン漁業協 同組合
		特產品振興支援事業 ・町内において特產品振興のため生産活動等を行う者を支援し、特產品のブランド化を図り、雇用機会の拡充や地域経済の振興を図る。	小平町
	商工業・6次産 業化	商工業振興補助事業 ・商工会が行う事業に要する経費に補助し、小規模企業指導事業及び商工業者の振興を図る。	小平町
		プレミアム付商品券発行事業 ・商工会が行うプレミアム付商品券発行事業に補助し、消費流出を防止するとともに、商工業の振興と町内消費の拡大を図る。	商工会
		中小企業特別融資保証料補給事業 ・中小企業特別融資制度により融資を受けた者に対して、保証協会の保証料を補給し、中小企業の育成振興及び経営の合理化を促進する。	小平町
3 地域 における 情報化	(2) 過疎地域 持続的発展特別 事業 情報化	緊急通報システム事業 ・高齢者・重度身体障害者等に緊急通報システム機器を貸与し、緊急事態発生時において、迅速かつ適格な救護体制をとることにより、日常生活の安全を確保し、在宅福祉の向上を図る。	小平町
		小平町無線システム普及支援事業費等補助事業 ・難視聴区域対象者に補助金を交付し、安定した受信環境の整備を行う。	小平町
4 交 通 施設の整 備、交通	(9) 過疎地域持 続的発展特別事 業	小平町地域公共交通計画策定事業	小平町 地域公 共交通

手段の確保	公共交通		活性化協議会
	その他	<p>代替バス通学定期運賃差額補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス運行事業者が運行する生活路線バスを利用し、かつ定期券を購入する通学者に対し定期運賃の一部を補助し、通学費用の負担軽減を図る。 	小平町
		<p>生活交通路線等維持費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難であることから、バス運行事業者に補助することにより、生活路線として必要なバス運行を維持する。 	小平町
		<p>高齢者交通費助成給付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対し、バス会社が定期運行する路線の小平町行政区域内において、当該利用区間の運賃を無料とする乗車券を交付し、町内移動の利便性を確保することにより、日常生活の活動範囲を拡大とともに、一層の人的交流の活性化が図られ、高齢者の福祉の増進に資する。 	小平町
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生 活	<p>住環境整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民が町内業者により住宅の改修工事を行なった場合において、当該改修工事に係る経費に対し助成金を交付することにより、地域経済の活性化及び居住環境の向上を図る。 	小平町
		<p>住宅新築及び増改築助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に自ら定住する目的で町内業者により住宅を新築した者に対し、当該費用の一部を助成することにより、町内経済の振興及び町民の住環境の向上を図る。 	小平町
	環 境	<p>合併処理浄化槽整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併浄化槽を設置しようとする者に対して補助金を交付し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。 	小平町
		<p>小平町空き家等解体撤去補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家等を解体する者に補助金を交付し、街の景観及び町民の安全安心の確保を図る。 	小平町
		<p>鬼鹿地区町有住宅解体事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が著しい住宅を解体することにより、景観や環境衛生の向上を図る。 	小平町

		渚団地解体事業 ・老朽化が著しい住宅を解体することにより、景観や環境衛生の向上を図る。	小平町
		達布団地解体事業 ・老朽化が著しい住宅を解体することにより、景観や環境衛生の向上を図る。	小平町
		空き家等実態調査事業 ・空き家等の実態把握並びにデータベースの整備を行い、空き家対策計画を策定することにより、生活環境の保全や空き家の管理・活用支援を図る。	小平町
	防災・防犯	防災資材庫建設事業	小平町
		小平町防災ハザードマップ改訂事業	小平町
		公共施設熱中症対策事業	小平町
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	デイサービスセンター自立支援事業 ・在宅老人デイサービスセンターにおいて、生活指導、日常動作訓練、健康チェックその他のサービスを提供し、高齢者の介護予防を推進するとともに、保健衛生の推進を図る。	小平町
	児童福祉	町保育・託児事業補助金 ・認可外保育所運営に対し補助を実施することにより、円滑な託児事業の推進を図る。	小平町
		乳幼児等医療費助成事業 ・乳幼児等医療費の助成範囲を拡大し、医療費の自己負担額を軽減することにより、子供を持つ家庭の生活支援を行う。	小平町
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 その他	内科・歯科通院バス交通費助成事業 ・達布支所区域住民に対し、バス会社が定期運行する路線の当該患者の居住地における最寄りの停留所と各診療所の区間において、当該利用区間の運賃を無料とする乗車券を交付し、小平診療所並びに小平歯科診療所に受診する機会を確保する。	小平町
		予防接種事業 ・予防接種法に基づく予防接種及びそれ以外の任意の予防接種に対して助成金を交付することにより、接種の機会を確保し、住民の健康増進を図る。	小平町
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	町内会活動補助事業 ・町内会に補助金を交付し、町内会活動を育成助長し、町勢の振興と町政の効果的浸透を図る。	小平町

※ 備考：過疎地域持続的発展特別事業は、効果が将来に及び地域の持続的発展に資する